

## 1 調査の目的

建設省においては、平成3年2月、総合工事業者と専門工事業者の関係の合理化を図るため、昭和53年11月30日策定の「元請・下請関係合理化指導要綱」を改定し、それぞれが果たすべき役割と責任を明確化した「建設産業における生産システム合理化指針」を策定するとともに、関係団体、関係機関に通達を発出するなどその周知徹底に努めているところである。

また、同指針において、総合工事業者と専門工事業者が対等の立場にたって協議を行う場を設けることが求められており、これを受けて、平成3年8月、中央における建設業団体の自主機関として「建設生産システム合理化推進協議会」を発足したところである。

同協議会では、建設生産システムが抱える問題について、合理化指針に基づき、総合工事業者・専門工事業者双方における具体的な基準・ルール等を確立するため、その解決方策の検討を行っている。

これまでの申合せ事項については、

- ・平成3年度 「建設業における4週6休制の推進について」
- ・平成4年度 「総合工事業者・専門工事業者間における契約締結に至るまでの適正な手順に関する指針」
- ・平成5年度 「建設技能労働者の教育・訓練の充実について」  
「総合工事業者・専門工事業者間における条件変更時の適正な手順等について」

申合せを行った。

今回、これらの申合せ事項に関し、建設業者団体等が会員に対してどのような方法で周知・普及を図っているか、また、建設生産システム合理化推進協議会構成団体の会員企業の申合せ事項に関する実施状況を調査し、総合工事業者・専門工事業者双方の現状の分析を行い、今後の協議会を運営していくための基礎資料を得ることを目的として実施したものである。

## 2 調査内容

調査内容は、主に以下のとおりである。

- 団体：
1. 申合せ事項の周知状況
  2. 申合せ事項のパンフレットを読んだことがあるか
  3. 申合せ事項のパンフレットの理解度
  4. 申合せ事項のパンフレットの周知方法
  5. 各支部等での申合せ事項のパンフレットの活用方法
  6. その他

- 企業：
1. 申合せ事項の周知状況
  2. 申合せ事項をどのような方法で知ったか
  3. 申合せ事項の実施状況等
  4. 申合せ事項を実施できない理由